

# 生衛ひろしま

公益財団法人 広島県生活衛生営業指導センター  
〒 730-0856

広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル

TEL 082-532-1200

FAX 082-532-2210

URL <http://www.seiei.or.jp/hiroshima/>

今回の紙面	平成 28 年度事業計画 (指導センター) .....	1
	役員等執行体制 (指導センター) .....	2
	異動のお知らせ, 組合加入の呼びかけ .....	2
	指導センターからのお知らせ .....	3
	営業相談室の開設	
	クリーニング師研修会・業務従事者講習会の開催	
	経営特別相談員研修会の開催	
	生衛組合だより .....	4
	生活衛生関係営業者セミナー .....	4
	特相員名簿 .....	5
	S マーク (標準営業約款登録) .....	6
	せいえいくん .....	6
	金融公庫からのお知らせ .....	7
	広島県からのお知らせ .....	8
	食の安全・安心を推進するための取組み	
	クリーニング師試験	

## ■ (公財) 広島県生活衛生営業指導センター 28年度 事業計画

平成 28 年 3 月に開催された, 理事会, 評議員会において, 平成 28 年度の事業計画等が可決承認されました。

営業者の高齢化, 後継者育成, 組合への新規加入の促進などの課題がある中, 3 年目となる組合の運営基盤強化やネットワークの拡充を図るための「生活衛生同業組合活動推進月間」事業に積極的な事業協力を行うなど, 生衛業の経営の健全化, 衛生水準の維持・向上をさらに図るために, 各種の生衛業振興事業を積極的に推進いたします。

### 1 相談事業

- (1) 融資相談等: 営業相談室の開設
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 広報事業: 生衛ひろしま (年 2 回発行)

### 2 情報化整備事業

- (1) ホームページの運営, 情報提供
- (2) 各種名簿等の管理 (クリーニング師名簿, 標準営業約款登録台帳など)

### 3 後継者育成支援事業

- (1) 生衛業インターンシップ事業
- (2) イベントインターンシップ事業

### 4 健康・福祉対策推進事業

- (1) 健康福祉事業 (イベント連携)

### 5 消費者コールセンター事業

- (1) 苦情相談等

### 6 技術研修講習事業

- (1) 生衛組合の人材育成, 技術研修

### 7 標準営業約款登録事業

- (1) 理容, 美容, クリーニング等の登録
- (2) 加入促進, 利用者等への広報活動

### 8 クリーニング師等研修事業

- (1) クリーニング師研修 (広島, 福山, 呉)
- (2) 業務従事者講習 (通信講習)

### 9 調査業務等受託事業

- (1) 一般貸付推薦事務等
- (2) 経営状況調査等

### 10 衛生水準確保・向上事業

- (1) 衛生水準確保・向上事業推進会議
- (2) 広報事業
- (3) 店舗情報提供



## ■ (公財) 広島県生活衛生営業指導センター 役員等執行体制

### (理事・監事)

役職名	氏名	所属組合・役職
理事長 (代表理事)	今井 誠則	料理業生活衛生同業組合 (理事長)
副理事長	三住 武	理容 〃 (理事長)
〃	蔵本 順子	興行 〃 (理事長)
〃	新長 謙三	食肉 〃 (理事長)
専務理事 (業務執行理事)	荒川 勇	生活衛生営業指導センター (専務理事)
理事	佐々木克己	社交飲食生活衛生同業組合 (理事長)
〃	木村 龍史	ホテル 〃 (理事長)
〃	渡邊 昌博	すし商 〃 (理事長)
〃	沖本 範文	公衆浴場業 〃 (理事長)
〃	滝村 勝博	喫茶飲食 〃 (理事長)
〃	高橋 眞司	飲食業 〃 (理事長)
〃	加藤 吉秀	美容業 〃 (理事長)
〃	武田 弘文	クリーニング 〃 (理事長)
〃	森脇 幸也	食鳥肉 〃 (理事長)
〃	植野実智成	広島商工会議所 (事務局長)
〃	石井 正朗	広島県商工会連合会 (専務理事)
監事	常本 秀明	理容生活衛生同業組合 (副理事長)
〃	岡川 弘	クリーニング 〃 (常任理事)
〃	多田 誠	多田総合会計事務所

### (評議員)

氏名	所属組合・役職
岸本 英司	日本政策金融公庫広島支店(支店長)
清水 敏宏	興行生活衛生同業組合 (理事)
面迫 博文	クリーニング 〃 (専務理事)
川村 哲司	理容 〃 (理事)
霜澤 泰夫	美容業 〃 (理事)
下井田繁喜	公衆浴場業 〃 (会計理事)
鶴飼 恵美	ホテル旅館 〃 (組合員)
天野 正浩	食肉 〃 (副理事長)
大前 晋男	飲食業 〃 (副理事長)
田中 成雄	料理業 〃 (組合員)
大串 修二	社交飲食 〃 (専務理事)
茶木 武臣	喫茶飲食 〃 (副理事長)
多田羅 明	すし商 〃 (会計理事)
河村 和弘	食鳥肉販売業 〃 (組合員)

## ■ 異動のお知らせ

### ○広島県(生活衛生関係担当窓口)

健康福祉局	局長	菊間 秀樹(新)
食品生活衛生課	課長	積山 宝
生活衛生グループ	主幹	金田 佳子
〃	主任	門田万理子
〃	主任	宮脇 弘幸(新)
〃	主事	脇岡 和也(新)

### ○広島県指導センター・経営指導員(新)

岡本 泰宏(おかもと やすひろ)  
[担当]・生活衛生融資  
・クリーニング師研修 等

＊ ＊ 11月は生活衛生同業組合活動推進月間です。 ＊ ＊

■ 組合加入のメリットをPRし、組織の強化と生衛業の振興発展のために生活衛生同業組合への加入を呼びかけましょう

生活衛生同業組合は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく組合であり、組合に加入すると、次のようなメリットがあります。

- ①金融公庫の有利な融資(低金利, 融資限度額, 貸付期間等)
- ②研修会・講習会への参加による技能の向上, 知識の習得
- ③各種共済, 保険制度への加入
- ④行政や業界の情報を迅速に入手
- ⑤カラオケ・クレジット料金などの割引
- ⑥設備改善した場合の税額控除等(～H 29.3.31)





## ■ 指導センターからのお知らせ

### ◎ 生活衛生関係営業者の相談窓口「営業相談室」の開設

指導センターの経営指導員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。相談は無料です。

開 設 場 所			開 設 日 時	
福山商工会議所	306会議室	福 山 市	7 月 13 日(水)	13:00～15:00
東広島市芸術文化ホールくらら	会議室 2	東広島市	7 月 27 日(水)	
廿日市商工会議所	第 3 小会議室	廿日市市	8 月 10 日(水)	
尾道市市民会館(旧公会堂別館)	別館 33 小会議室	尾 道 市	8 月 24 日(水)	
三次十日市きんさいセンター	第 3 講座室	三 次 市	9 月 7 日(水)	
大竹商工会議所	1 階相談室	大 竹 市	9 月 21 日(水)	
庄原商工会議所	小会議室	庄 原 市	10 月 5 日(水)	
北広島町商工会	小会議室	北広島町	10 月 19 日(水)	
世羅町商工会	小会議室	世 羅 町	11 月 2 日(水)	
福山商工会議所	306 会議室	福 山 市	11 月 16 日(水)	
生活衛生営業指導センター	環衛ビル 8 階	広 島 市	月～金曜日 (除休祝日)	9:00～16:30

### ◎ クリーニング師研修会・業務従事者講習会の開催

クリーニング師及びクリーニング業務従事者は、3年を超えない期間ごとに1回の研修等の受講が「クリーニング業法」で義務付けられています。

本年度の受講対象者は、平成 25 年度以前に研修等を受講された方と、これまでに受講されていない方です。

※「新 J I S 取扱い表示」、平成 28 年 12 月 1 日からスタート  
受講対象の方は、是非受講してください。

#### ① クリーニング師研修

開催日	会 場	
平成 28 年 11 月 27 日(日)	福山市	県民文化センター ふくやま
平成 28 年 12 月 4 日(日)	呉 市	呉市きんろうプラザ
平成 29 年 2 月 12 日(日)	広島市	広島県環衛ビル 9 F

※研修時間：13 時～17 時

※開催日の 10 日前まで申込みができます。



平成 28 年 2 月 7 日 広島会場

#### ② 業務従事者講習

講習は通信教育です。

申込期間は平成 28 年 10 月 1 日～11 月 30 日まで

### ◎ 経営特別相談員研修会の開催

次の日程により研修会を開催します。

県・食品生活衛生課の方から安全、安心な衛生サービスの提供ついて、また、(株)日本政策金融公庫から衛経貸付制度の改正を中心に、生活衛生融資全般の留意事項のお話を予定しています。是非ご参加ください。

区 分	福山会場	広島会場
開催日	9 月 12 日(月) 13:00～17:00	9 月 26 日(月) 13:00～17:00
開催場所	県民文化センター ふくやま	広島県環衛ビル 9 階 大会議室



## ■ 生衛組合だより

### 理容組合 第68回広島県理容競技大会 (H28.5.16)

- ・ 8部門、34名の選手の熱き戦い
- ・ 県大会優勝者は、全国大会で頂点を目指します！



「技術」と「造形美」を競います

### 食肉組合 お客様に「安全・安心なお肉」を提供します

- ・ 指導員が、直接お店にお伺いし
- ・ 「食肉衛生加工マニュアル」に従って
- ・ 安全、安心で、おいしいお肉の提供を指導します



【チェック項目】  
 感染症の発生予防  
 従業員の健康管理  
 衛生基準の遵守  
 食肉の加工 など

### 公衆浴場組合 ☆ひろしま・い〜お湯・スタンプラリー☆

- 平成28年5月～29年3月
- ☆季節ごとにイベントをやってますよ！
- ☆銭湯でほっこりリフレッシュ
- ☆スタンプ集めて入浴券ゲット!!



### 美容組合 まつ毛エクステンション講習会 (東部地区)

- ・ 施術には“美容師”の資格が必要
- ・ 安全と高い技術を提供しお客様に満足をお届けします
- ・ 県内各地区で講習会を開催し“高い技術力の美容師”を育成しています



## ■ 生活衛生関係営業者セミナー

SNSを活用した「集客力」向上セミナー  
 ～SNSの基礎知識・活用法を教えます～

〈参加費無料〉

8月29日(月) 13:30～16:00  
 (広島県環衛ビル 9階会議室)

(問合せ先)  
 広島県生活衛生営業指導センター  
 電話：082-532-1200

#### 【セミナー概要】

- ・ 本セミナーでは、集客力アップにつながるSNS活用法について、事例を交えてご紹介します。
- ・ 知識がなくても大丈夫！一からSNSについてわかりやすく説明！
- ・ フェイスブックのビジネス活用法！

#### 【講師紹介】

- ・ 児玉 学 (こだま がく) 氏  
 ((株) ファインサポート代表取締役、  
 中小企業診断士)



## ■ 特相員名簿

所属組合等	所属支部	特相員氏名	電話番号
飲 食 業	海田支部	三浦 裕豊	082-823-3311
飲 食 業	広島市中央支部	木村美智江	082-248-3424
飲 食 業	広島市支部	玉井 一夫	082-261-2901
飲 食 業	〃	村竹 真一	082-555-2130
飲 食 業	〃	古谷 章	082-248-2475
飲 食 業	安佐南支部	藤竹 康雄	082-875-4123
飲 食 業	〃	吉岡 一司	082-879-1860
飲 食 業	〃	槇野 英俊	082-872-1120
飲 食 業	〃	曾根 振貴	082-929-3335
飲 食 業	広料飲支部	佐々木一幸	0823-71-2233
飲 食 業	廿日市支部	新谷 卓三	0829-31-2510
飲 食 業	大野支部	杉谷 特攻	0829-55-3715
飲 食 業	佐北旅飲支部	吉山 允	0829-74-0105
飲 食 業	大竹支部	山口 国宏	0827-52-2041
飲 食 業	安芸津支部	鹿島富士雄	0846-45-0555
飲 食 業	三原支部	池田 斉	0848-64-4355
飲 食 業	竹原支部	丹下 忠雄	0846-22-0633
飲 食 業	瀬戸田支部	濱本登貴男	0845-27-1335
飲 食 業	尾道飲食支部	前川 圭次	0848-23-2613
飲 食 業	〃	萩原 功	0848-37-3732
飲 食 業	〃	青澤 忠純	0848-37-2131
飲 食 業	世羅支部	山口 純夫	0847-22-0122
飲 食 業	福山飲食支部	千玉 敏之	084-924-5634
飲 食 業	〃	有本 靖朗	084-923-4671
飲 食 業	福山料飲支部	豊田 健路	084-931-8888
飲 食 業	〃	有安 英雄	084-922-4545
飲 食 業	〃	山本智恵志	084-924-5368
飲 食 業	庄原支部	中川 茂樹	0824-72-4826
飲 食 業	〃	藤光 有	0824-72-7211
飲 食 業	三次支部	若林 昭文	0824-62-0472
飲 食 業	千代田支部	藤本 隆幸	0826-72-2034
飲 食 業	福山飲食支部事務局	古藤 明美	084-954-7917
飲 食 業	事務局	中曾みどり	082-293-7845
飲 食 業	事務局	市明己恵子	082-293-7845
喫茶飲食	広島支部	茶木 武臣	082-273-1225
喫茶飲食	呉支部	中山 良男	0823-21-4137
喫茶飲食	尾道支部	大谷 治	0848-37-2905
喫茶飲食	府中支部	内田 堅造	0847-45-2889
喫茶飲食	福山支部事務局	瀬戸 悦子	084-953-0017
喫茶飲食	三次支部	清永 忠秋	0824-63-1818
クリーニング	広島西支部	島本 弘之	082-899-5625
クリーニング	広島安佐南支部	延田 賢治	082-877-0166
クリーニング	呉支部	二田 勝祐	0823-25-3658
クリーニング	福山支部	藤谷 泰造	084-923-4476
クリーニング	事務局	杉原 文規	082-234-1755
公衆浴場業	広島支部	下井田繁喜	082-251-2811
公衆浴場業	福山支部	山本 早登	084-934-1003
食 肉	福山支部	垣本 隆司	084-921-4445
食 肉	事務局	菅原 泰治	082-296-0700
食肉肉販売業	福山支部	川崎 誠	084-951-0301
社交飲食	広島支部	新見 亮二	082-247-3910

所属組合等	所属支部	特相員氏名	電話番号
社交飲食	呉スタンドバー支部	河野 好美	0823-22-2350
社交飲食	〃	松尾 新二	0823-23-7749
社交飲食	〃	桂谷 武志	0823-21-7913
社交飲食	〃	井上 清美	0823-23-1953
社交飲食	呉社交支部	緒方 聖	0823-25-6199
社交飲食	〃	中川 和之	0823-22-8035
社交飲食	〃	後藤 竜太	0823-23-2505
社交飲食	府中支部	山岡 輝光	0847-45-5255
社交飲食	〃	小森 早苗	0847-45-8978
社交飲食	事務局	静村 昭	082-293-7907
すし商	広島支部	中原 国方	082-209-8872
すし商	〃	中川 寛水	082-237-2018
すし商	三次支部	村竹 昇	0824-63-0666
美容業	広島中支部	霜澤 泰夫	082-555-2130
美容業	佐伯支部	小坂 菊義	082-271-1022
美容業	広島南支部	山本 拓治	082-256-6006
美容業	竹原支部	入川 太	0846-22-9399
美容業	府中支部	河村智恵美	0847-52-4563
美容業	福山支部	佐久間眞男	084-932-1259
美容業	三次支部	紙本 修	0824-62-0561
理 容	広島東支部	西本 孝栄	082-221-2778
理 容	〃	相原 和浩	082-241-7807
理 容	広島西支部	山崎 賢治	082-232-3635
理 容	〃	本村 浩	082-297-2233
理 容	広島南支部	花本 茂喜	082-251-8953
理 容	〃	内藤 伸幸	082-282-4284
理 容	広島北支部	常本 秀明	082-876-0174
理 容	〃	白本 正彦	082-835-3733
理 容	呉東支部	渡部 義美	0823-72-6709
理 容	〃	宮本 和哉	0823-72-5335
理 容	呉西支部	北島 政宏	0823-28-0551
理 容	尾道支部	津田 治幸	0848-23-2367
理 容	〃	時原 敏明	0848-23-2014
理 容	福山支部	瀬尾 硬一	084-922-3295
理 容	〃	瀬尾 明寛	084-954-3880
理 容	竹原支部	吉井 隆二	0846-22-0464
理 容	三次支部	馬場眞示郎	0824-62-0205
理 容	庄原支部	戸田恵美子	0824-72-3766
理 容	廿日市支部	川村 哲司	082-928-8538
理 容	安芸支部	沖 政生	082-822-7368
理 容	〃	岡本 幸蔵	082-894-8310
理 容	江能支部	平木 龍彦	0823-45-2190
理 容	三原支部	岡本 真吾	0848-64-0859
理 容	因島支部	宮地 正	0845-24-0224
理 容	事務局	平井 恵子	082-296-1001
料 理 業	東広島支部	藤田 寛治	0846-45-2705
料 理 業	事務局	平山 克教	082-244-1149
ホテル旅館	広島支部	原 昌嗣	082-262-2181
ホテル旅館	呉支部	中田 芳治	0823-21-4555
ホテル旅館	三原支部	榎本 邦孝	0848-62-1212
ホテル旅館	福山支部	坂本 省三	084-921-5630



## ■ Sマーク(標準営業約款登録)について

- 「Sマーク」は、消費者の皆様にご利用いただくときの安全・安心の目印です。
  - 厚生労働大臣の約款に従って、安全、安心、清潔を約束する3つの「S」を備えたお店の証です。
  - 登録の対象となるお店は、理容店・美容店・クリーニング店・飲食店です。
  - 理容店・美容店・クリーニング店・飲食店の皆さん！！
- 消費者のお店選びの目安となる「Sマーク」制度に登録し、安心と信頼のお店になりましょう。



区分	手数料	標識代等	計
新規登録 (3年有効)	6,600円	3,285円	9,855円
再登録 (5年有効)	2,360円	1,285円	3,645円

### 《スポット放送のフレーズ》

- ・Sマークって何？
- ・Sマークのあるお店は  
厚生労働大臣が認めた  
安全、安心、清潔なお店です。
- ・理容、美容、クリーニング、飲食店は  
選んで安心、Sマークのお店。
- ・広島県生活衛生営業指導センターからの  
お知らせでした。

### <Sマーク登録促進月間(27.11)の取組内容>

- リーフレットの掲示(広島県、市町、各保健所)
- ホームページへの掲載(広島県、市町)
- 広報誌への掲載(市町)
- スポット放送(RCCラジオ)

## ■ せいえいくん

### ☎(一社)広島県生活衛生同業組合連合会オリジナルの共済制度



■お申し込み・お問い合わせは

- (一社)広島県生活衛生同業組合連合会
- 各生活衛生同業組合

**新登場** **せいえいくん シニア型** 共済掛金【月々】**3,200円**

- 満60歳からの医療保障に！
- 万一の際のがん保障も充実！

**TYPE 1** **せいえいくん** 共済掛金【月々】**800円**

手軽な掛金で健康告知不要！  
もしものケガをしっかりサポート。

**TYPE 2** **せいえいくん 医療型** 共済掛金【月々】**2,000円**

ケガや病氣により、入院・手術等を  
されたときのサポート保障。

**TYPE 3** **せいえいくん 経営者支援型** 共済掛金【月々】**6,800円**

経営者の皆さまのための共済制度。  
万一の際、7日以上入院で一律30万円をお支払い！

■共済引受組合

つながる力で、安心と成長を。

**広島県共済**

(広島県認可)  
広島県中小企業共済協同組合  
〒730-0008 広島市中区段原1-17  
http://www.kyosai.or.jp

広島県共済組合員相談室 ☎0120-708030

## ■ 金融公庫からのお知らせ

# 生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ 融資のご案内

日本政策金融公庫 国民生活事業は、設備資金や運転資金のご融資を通じ、みなさまの事業のお手伝いをしています。

振興計画認定組合の組合員の方は、当公庫の生活衛生貸付の一般貸付より有利な振興事業貸付をご利用いただけます。

### 取扱い融資制度の例

資金名	振興事業貸付(注1)	生活衛生改善貸付
ご利用 いただける方	生活衛生関係の事業を営む方であって、振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員の方	生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合(組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センター)の実施する経営指導を受けている方であって、生活衛生同業組合等の長の推薦を受けた方
ご融資額	設備資金:1億5,000万円以内 ～7億2,000万円以内(注2) 運転資金:5,700万円以内	2,000万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	設備:20年(2年)以内 運転:7年(2年)以内	設備:10年(2年)以内 運転:7年(1年)以内
利率(年) (平成28年6月10日現在)	基準利率:1.25～2.35% 特別利率A:0.85～1.95% 特別利率B:0.60～1.70% 特別利率C:0.35～1.45%	特別利率F:1.30%

(注1)ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

(注2)業種によって異なります。

※お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって、適用される金利が異なります。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

くわしくは、当社ホームページ [www.jfc.go.jp](http://www.jfc.go.jp) をご覧いただくか、支店の窓口までお問い合わせください。

### 事業資金相談ダイヤル

(行こうよ! 公庫)  
**0120-154-505**

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。



**日本政策金融公庫**  
国民生活事業

広島支店 082-244-2231  
呉支店 0823-24-2600  
尾道支店 0848-22-6111  
福山支店 084-922-6550  
岩国支店 0827-22-6265



## ■ 広島県からのお知らせ

### 広島県の食の安全・安心を推進するための取組について

食の安全を脅かす事件や食中毒等の事故は依然として後を絶たず、県民の食の安全・安心に対するニーズはこれまでになく高まり、多様化しています。  
県の最近の、食の安心・安全の推進を図るための取組を紹介します。



#### 新たな衛生管理手法の普及、推進

##### 【食品の安全に関する基本方針及び推進プランの改定】

・広島県の独自の**広島県食品自主管理認証制度**は、新たな衛生管理手法（HACCP方式）取り入れた施設の認証制度であるが、この制度による認証を一層促進することとされました。

##### 【広島県食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の改正】

・食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例が改正され、**管理運営基準に新たな手法（HACCP方式）に基づく基準が規定され**、これまでの方法と選択できるようになりました。

#### 食中毒・感染症の拡大防止（嘔吐物の消毒の義務化）

##### 【広島県食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の改正】

近年ノロウイルスを原因とする大規模な食中毒事件が多発しています。ノロウイルスの食中毒は患者からの二次感染が恐れられており、**嘔吐はノロウイルスの主症状の一つですが、吐物中にもウイルスが存在するので、確実な消毒の実施が拡大防止に大変重要なことから、条例で義務付けられました。**

#### 苦情を受けた場合の届出の義務化

##### 【広島県食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の改正】

事業者の方が消費者等から提供（製造）した食品等について異味や異臭、異物の混入等の苦情があり、**健康被害につながるおそれ懸念される場合は速やかに保健所等に報告**することが義務付けられました。



新たな衛生管理手法（HACCP方式）とは・・・・・・・・

材料の受け入れから調理工程、盛付、保管、出荷までの全ての工程で食中毒や異物混入の危険性を検討し、どのようにしたらより安全な食品を提供することができるかを考えた衛生管理手法です。

詳しい基準は最寄りの保健所にお問い合わせください。

## ■ 平成 28 年度クリーニング師試験について

日 時 平成28年 8 月 23 日 (火) 学科試験：10時～11時30分 実地試験：13時～16時  
場 所 広島県庁 本館 3 階 301 会議室、6 階 602 会議室、R 階 R 3 会議室 (広島市中区基町 10-3)  
問合せ先 広島県 食品生活衛生課 生活衛生 G 電話：082-513-3097